

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年7月1日
【会社名】	ゼット株式会社
【英訳名】	ZETT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 裕之
【本店の所在の場所】	大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号
【電話番号】	(06)6779局1171(大代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 山下 龍美
【最寄りの連絡場所】	大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号
【電話番号】	(06)6779局1171(大代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 山下 龍美
【縦覧に供する場所】	ゼット株式会社東京支店 (東京都台東区浅草橋三丁目30番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第66回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金2円 総額 39,158,880円

効力発生日 平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化、より透明性の高い経営の実現を目的として「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行う。また、業務執行を行わない取締役についても責任限定契約を締結することで期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）として、渡辺泰男、渡辺裕之、山下龍美、和田耕一、渡辺征志、高橋智一及び中島浩三を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、板橋裕、衣目修三及び碩省三を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、森本基及び小林喜雄を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額を月額15,000千円以内と設定する。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を月額3,000千円以内と設定する。

第8号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	13,759	113	-	(注)1	可決(99.19%)
第2号議案	13,757	115	-	(注)2	可決(99.17%)
第3号議案				(注)3	
渡辺 泰男	13,748	124	-		可決(99.11%)
渡辺 裕之	13,761	111	-		可決(99.20%)
山下 龍美	13,763	109	-		可決(99.21%)
和田 耕一	13,761	111	-		可決(99.20%)
渡辺 征志	13,763	109	-		可決(99.21%)
高橋 智一	13,763	109	-		可決(99.21%)
中島 浩三	13,763	109	-		可決(99.21%)
第4号議案				(注)3	
板橋 裕	13,756	116	-		可決(99.16%)
衣目 修三	13,755	117	-		可決(99.16%)
碩 省三	13,745	127	-		可決(99.08%)
第5号議案				(注)3	
森本 基	13,766	106	-		可決(99.24%)
小林 喜雄	13,765	107	-		可決(99.23%)
第6号議案	13,740	132	-	(注)1	可決(99.05%)
第7号議案	13,739	133	-	(注)1	可決(99.04%)
第8号議案	13,740	132	-	(注)1	可決(99.05%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上